

令和 7 年度

第 4 回

藤里町職員採用試験

受験案内

受付期間 令和 7 年 12 月 22 日（月）～ 令和 8 年 1 月 14 日（水）

試験日 （第 1 次試験） 令和 8 年 1 月 25 日（日）

試験場 秋田県山本郡藤里町藤琴字家の後 67 番地
「藤里町三世代交流館 2 階・交流研修室」

問い合わせ

申込書請求 藤里町役場 総務課 職員採用担当
受験申込 電話：0185-79-2111
〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴 8 番地

藤里町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します。
高校卒業程度 一般行政		一般的な行政事務に従事します。

※職歴がある場合、初任給は卒業後の経験年数に応じて増額されます。

詳細は7. 給与を参照ください。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

大学卒業程度 一般行政	昭和41年4月2日以降に生まれた者で大学卒または令和8年3月卒業見込みの者。
高校卒業程度 一般行政	昭和41年4月2日以降に生まれた者で高校卒または令和8年3月卒業見込みの者。 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者もしくは令和8年3月卒業見込みの者またはこれらに相当する学歴を有すると認められる者は受験できません。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

大学 卒業 程度	<教養試験>	
	出題形式	出題分野
	5枚折一式 40題・2時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	<検査（性格特性検査）>	
	出題形式	使用目的
	折一式 150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

高校 卒業 程度	< 教養試験 >	
	出題形式	出題分野
	5 枝択一式 40 題・2 時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	< 検査 (性格特性検査) >	
	出題形式	使用目的
	択一式 150 題・20 分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試験	方法
口述試験	個別面接により主として人物についての試験
作文	主として文章表現力等についての試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかについての検査

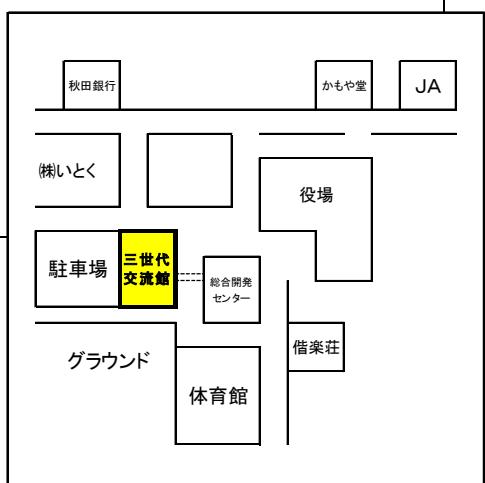
(3) 資格調査

資格調査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。 なお、受験者の個人情報は、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかる事務に利用することを目的として収集するものであり、個人情報保護法に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはできません。

4. 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日 時	令和8年1月25日（日）	
受付開始	午前9時	第1次試験合格者に通知します。
試験説明	午前9時45分～午前10時	
教養試験	午前10時～正午	
検査	午後0時10分～午後0時30分	
場 所	住所：藤里町藤琴字家の後67番地 会場名：藤里町三世代交流館2階 交流研修室	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。
また、携帯電話は試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。



5. 合格者発表

第1次試験合格者発表	令和8年2月上旬	庁舎前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和8年2月下旬	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和8年4月以降の予定です。

7. 給与

初任給は原則として現行では高校卒201,892円、大学卒233,844円ですが、学校卒業後の職歴がある者はそれに応じて増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は藤里町役場総務課職員採用担当に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記し140円切手を貼った返信用封筒(A4)を必ず同封して簡易書留等で郵送してください。(※普通郵便での送付による事故には対応できません。)

(2) 申込手続

① 持参の場合 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、藤里町役場総務課職員採用担当宛に提出してください。

② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記した110円切手を貼った返信用封筒(定型)を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留等で郵送してください。(※普通郵便での送付による事故には対応できません。)
受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和7年12月22日(月)～令和8年1月14日(水)

申込は土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までです。

郵送の場合は1月14日(水)までに届いたものに限り受付いたします。

(4) 提出書類等

- ① 申込書及び自己紹介書 各1部(所定の用紙を使用すること。)
- ② 受験料 不要

9. 試験結果の開示

- (1) この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までの間に藤里町役場総務課職員採用担当窓口へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、第1次試験合格発表の日から1ヶ月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から1ヶ月間とします。

10. その他

- (1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験の第1次試験は「公益財団法人日本人事試験研究センター」に委託し実施します。